

令和6年第10回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年10月31日（木）午後2時00分

場 所 市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（18名）

欠席農業委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員

欠席農地利用最適化推進委員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について

◎開 会

事務局長 皆様改めまして、こんにちは。本日の議案につきましては、農地法第3条関係が3件、農地法第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が8件、農地法第2条第1項に規定する農地の判断関係が1件、合わせて18件の議案をご審議いただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

では初めに、矢野会長よりご挨拶をお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名議員の指名ではありますが、議長指名で
ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第
1項の規定による申請があったので、同条第2項の規定により審議するものです。令和6年
10月31日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
す。

会 長 農地法第3条、その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 22日、委員と現地調査をしました。譲渡人、譲受人には電話で申請内容について確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について、原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月25日、委員と譲渡人が遠方のため、代理に行政書士、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても協議をし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条、その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について去る10月26日に委員と譲渡人と行政書士と現地調査を行いました。譲受人は都合がつかず、電話で確認しました。双方とも申請内容に間違いはないそうです。今回の申請による周辺農地の影響は特にないと思われれます。

皆様方のご検討のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5号の規定により審議するものとする。令和6年10月31日提出。会長矢野正則。

会長 農地法第5条、その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 5ページをご覧ください。

農地法第5条のその1について説明申し上げます。

【その1朗読】

皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、10月26日に委員と設定人高齢のため、代理人に出てもらいました。被設定人担当の方と現地調査を行いました。申請内容について確認し、双方とも申請内容に間違いのないことでした。転用による周辺農地の影響は問題ないと思われます。

皆さまのご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条のその2について説明申し上げます。

【その2朗読】

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る10月26日、委員と設定人3名と被設定人の担当者と現地調査を行いました。

双方とも申請内容に間違いはないそうです。今回の転用による周辺農地への影響は特にな

いと思われます。

皆様方のご検討のほど、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 10月20日に農業委員の矢野正則会長と設定人と被設定人と9時から現地調査をいたしました。

転用することにより周辺の農地への影響がないと思ひます。

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る10月26日に委員と設定人、被設定人と現地でお会いし、申請内容について確認いたしました。申請内容に間違いのないことです。

今回の転用における周辺農地への影響があることは考えられないと思われまますので、皆様方のご審議、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、25ページをご覧ください。

農地法第5条その5について説明申し上げます。

【その5朗読】

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。今回の申請について、去る10月28日に委員と現地調査を行いました。

譲渡人には仕事のため欠席、28日に代理人の行政書士の委任状がありましたので立ち合ひの下、申請内容について確認しました。

また、譲受人には現地でお会いし、申請内容について確認しました。二方とも申請内容について間違いのないことでした。

今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。

皆様のご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、30ページをご覧ください。

農地法第5条その6について説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る10月26日、委員と譲渡人と譲受人と行政書士で現地調査を行いました。双方とも申請内容に間違いはないそうです。

今回の申請による周辺農地への影響は特にはないと思われま。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用計画集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年10月31日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第8号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第8号について原案のとおり承認いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について。農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かについて、「農地法の運用について」第4に基づき

審議するものとする。令和6年10月31日提出。会長矢野正則。

事務局 それでは、お手元に配付しました農地・非農地判断対象地リスト、A3の横版のもので。こちらをご覧ください。

9月に地区担当委員に「非農地判断における現況確認調査」を実施していただきました。その結果を右側「農地非農地の判断結果」に記載してあります。

今回の判断対象は全55筆、面積は合計で3万6,765平米。うち農地と判断したものは2筆、非農地と判断したものは53筆でございます。

ご承認をいただければ、所有者へ非農地通知書を送付し、一覧表を法務局などの関係機関へ情報提供することといたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、農地法第2条第1項の規定による農地の判断について原案のとおり決定いたします。

◎その他

会長 以上で、本総会に提案された議案の審議は終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、事務局。

事務局 では、事務局より申し上げます。次回総会は11月29日金曜日、午後2時より、ここ正庁で開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

◎閉会

会長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、これをもちまして、令和6年度第10回白河市農業委員会総会を閉会いた

します。

どうもありがとうございました。

(午後 3 時 0 0 分)
